一般社団法人日本温泉科学会 代議員選挙規程細則

平成29年6月10日制定令和4年8月19日一部改正

(総則)

- 第1条 本細則は代議員選挙規程第2条に基づいて定める.
- 第2条 選挙管理委員は互選によって委員長を選出する.

(代議員選挙)

- 第3条 代議員選挙は、改選の年度(以下、改選年度)の社員総会開催日より 2 週間以上前を投票 締切日と定めて行う.
- 第4条 選挙管理委員長は会誌(改選前年度)の会告およびウェブサイトで投票締切日の3カ月以上前までに選挙を公示する.
- 第5条 代議員の選挙権および被選挙権を有する者(以下,有資格者)は,選挙規程第6条および 第7条にかかわらず,公示日において改選年度の前年度までの会費を納入した通常会員およ び学生会員とする.
- 第6条 学会事務局は有資格者の氏名を記した一覧表を作成し、選挙管理委員会の承認を得た後、 投票締切日の1カ月前までに有資格者全員に書面または電磁的方法により送付する.
- 第7条 投票は選挙規程第5条の定員以下を連記した通信投票または電子投票によって行い、投票 締切日までに事務局に到着したものを有効とする.
- 第8条 選挙管理委員会は投票締切日から7日以内に開票集計作業を行い,選挙規程第5条にしたがって当選者を30名とし,30番目に同票数がある場合は年長者から順に選ぶ.選挙管理委員会は事務局を通して当選者に当選通知書および当選者一覧表を書面または電磁的方法により送付する.

(事故への対応)

第9条 代議員当選者に事故が生じた場合は、代議員選挙の結果に基づいて、理事会の議を経て処理する.

(選挙結果の報告)

第10条 選挙管理委員会は選挙直後の社員総会において選挙結果を報告する.

(細則の変更)

第11条 本細則を変更するには、理事会の決議を得なければならない.

付 則

本細則は、平成29年4月5日に遡って施行する.